

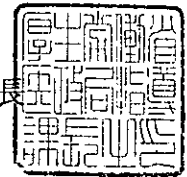
医政指発0701第1号
社援保発0701第2号
保国発0701第1号
平成21年7月1日

都道府県衛生主管部（局）長

都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長

殿

厚生労働省医政局指導課長



厚生労働省社会・援護局保護課長



厚生労働省保険局国民健康保険課長



生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について

平成20年7月に取りまとめられた「医療機関の未収金問題に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）において、医療機関の未収金は「生活困窮」と「悪質滞納」が主要な発生原因であると指摘されているところである。このうち「生活困窮」が原因である未収金に関しては、国民健康保険における一部負担金減免制度の適切な運用や医療機関・国保・生活保護の連携によるきめ細かな対応により一定程度の未然防止が可能であると考えられる。

今般、同報告書の指摘も踏まえ、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について下記のとおり取りまとめたので、その旨御了知の上、貴管内市町村並びに医療機関及び関係団体等に周知を図り、その運用について遺憾なきを期されたい。

なお、生活困窮のみならず悪質滞納によるものも含む医療機関の未収金全般への対応については、別途、保険局国民健康保険課よりモデル事業の実施について依頼する予定であるので、積極的に協力いただくとともに、今後、来年度を目途に、当該モデル事業の結果を踏まえた医療機関・保険者・行政機関の連携方策について、改めて通知する予定であるので、そのことも念頭に対応いただきたい。

記

第1 医療機関等との連携による一部負担金減免等の適切な運用

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項では、保険者は特別の理由がある被保険者で保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を採ることができることとされている。

実際の運用では適用の基準を設けている市町村が多くあるところであり、こうした基準や運営方針について、医療機関及び生活保護担当部局とも情報を共有し、対象者に対して適切に制度が適用されるよう努めること。

なお、一部負担金減免等の運用に係るモデル事業については別途連絡する。

第2 国民健康保険担当部局と生活保護担当部局との連携

（1）生活保護等の相談

国民健康保険の被保険者であって保険料や一部負担金の減免措置が適用されるもの等については、その適用期間が数ヶ月にわたる場合や世帯主に傷病が発生した場合など、併せて適切な福祉施策を講じる必要が生じる可能性が相対的に高いと考えられる。

したがって、国民健康保険担当部局においては、日頃より、保険料や一部負担金の減免措置が適用されている世帯の状況変化に留意しつつ、必要に応じ、生活保護等の相談が可能となるよう、国民健康保険担当部局と生活保護担当部局の連携強化を図ること。

（2）生活保護が停廃止となる者についての連絡

生活保護受給者が保護の停廃止となった場合、被用者保険に加入していなければ、国民健康保険への加入手続きが必要となることから、生活保護担当部局においては、対象者に対しあらかじめ国民健康保険への加入手続きについて周知するとともに、国民健康保険担当部局にも必要な連絡を行うこと。

また、医療扶助を受給中の者が月途中で保護が停廃止となった場合には、医療機関における診療報酬請求上の手続きが異なることから、生活保護担当部局においては、速やかに当該医療機関にその旨を連絡すること。

第3 その他の医療機関、国民健康保険担当部局、生活保護担当部局等の連携

医療機関、市町村の国保部局、福祉事務所等に、国民健康保険の保険料や一部負担金を支払うことが困難である被保険者が相談に訪れた場合には、いずれの窓口においても、必要に応じて、一部負担金減免制度、生活保護制度、無料低額診療事業などについて、十分な情報提供ときめ細かな相談対応ができるよう、例えば、関係

者による協議会（国民健康保険運営協議会の活用も可能）を設けることなどにより、各制度の概要資料を共有するなど十分な連携強化を図ること。

なお、医療機関においては、市町村の国保部局、福祉事務所等と連携を図るとともに、報告書において組織的な未収金の管理体制の確立、患者に対する相談体制の整備等の必要性が指摘されていることも踏まえ、未収金発生の未然防止策に積極的に取り組むよう努めること。